

平成 29 年 4 月 1 日

水戸市役所市民環境部  
災害危機管理課長

吉田地区自治実践会  
会長

### 「住吉上自治会（約 400 世帯）地区防災計画」の提案について

表記の件は、消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律に基づき地区の自然条件、社会・環境の動静を勘案し、総務省の自主防災手引き及び防災ガイドライン及び水戸市作成の地域防災計画の整合性を勘案し、自助・共助に志向し、かつ、安全・安心な地域社会の一助となることを念願し策定したものであるため承認を願います。

#### 記

##### 1 地区防災計画書の提案

住吉上防災会の「地区防災計画書」既報告（平成 28 年）のとおり。

##### 2 策定経緯

住吉上自治会（約 400 世帯）において、平成 27 年 8 月に「ソフトボールを中心」として、住吉上防災会を設立、発起人会議、役員会議等を経て、基本の地区防災計画を討議、修正を加えながら、組織、体制表、具体的な任務、平常時、災害時等を検討し策定したものである。

##### 3 吉田地区防災連合会との位置図づけと検証

平成 27 年度、平成 28 年度 自主防災組織 吉田地区防災連合会及び住吉上防災会の「防災訓練」については、表題の防災計画に基づき、訓練をしているところである。住吉上防災会では、事業所と連携し定期的な可搬式消防ポンプの合同訓練、防災イベント等行い毎年（PDCA）、訓練の反省、検証を行いながら、より実態にあった「地区防災計画」となるよう配意している。

##### 4 水戸地区の「防災計画書」の事例発表

本年 3 月 14 日東京四谷で全国防災士会の「防災計画推進大会」において「防災計画策定」の体験発表の依頼を受け NPO 法人茨城県防災士「県央エリア（水戸）」では、吉田地区防災連合会及び住吉上の「防災計画策定」の経緯、内容等発表している。

##### 5 その他（策定の法的根拠）

- (1) 災害対策基本法に基づく第 42 条 1 項（市町村防災計画）
- (2) 市町村地区防災計画（第 42 条 3 項）に規定する防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。
- (3) 地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業の計画の内容、決定は変更することを提案することができる。

以上